

フォークリフト運転技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：平成31年3月30日)

最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務については、登録教習機関が行う「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

当協会は島根労働局の登録を受けて当該技能講習を実施いたします。

(安全衛生法第61条 施行令第20条第11号)

指揮監督

1. **受講資格** 制限なし。ただし、当協会では普通自動車免許所持者以上の者を対象
(申込時に運転免許証の所持の確認が必要)

2. 学科開催日時・会場・定員

開催月日時	会場	定員
平成30年7月9日(月) 8時30分より (受付 8:15より)	松江市学園一丁目5番35号 (一社)島根労働基準協会	60名

※車でご来場の場合、詰込み駐車になり、途中退場が出来ない場合がありますことを予めご了承ください。

3. 実技開催日時・会場

開催月日時	会場
7月 ① 12日～14日 ② 17日～19日 ③ 23日～25日 ④ 26日～28日 8:00～17:10(最終日修了試験含む)	松江市八雲町熊野4524 松江土建(株)資材センター内 (一社)島根労働基準協会 実技会場

※申込人数により実技の日程を変更する場合があります。

①④は10名、②③は20名の定員となります。

※実技は上記日程のうち一班とし、本人へ学科講習時に決定して通知します。

4. 講習時間・受講料・テキスト

講習時間		受講料	テキスト代	合計
学科	実技			
7時間	24時間(3日間)	32,400円 (本体30,000円+税)	1,620円 (本体1500円+税)	34,020円

5. 科目・時間割

科 目	時 間 割
オリエンテーション	8:30 ～ 8:40
フォークリフトの荷役に関する装置及び取扱(休憩 10 分含む)	8:40 ～ 11:50
《昼食・休憩》	11:50 ～ 12:40
フォークリフトの荷役に関する装置及び取扱 (続き)	12:40 ～ 13:40
<休 憩>	13:40 ～ 13:50
フォークリフトの運転に必要な力学 (休憩 10 分含む)	13:50 ～ 16:00
<休 憩>	16:00 ～ 16:10
関係法令	16:10 ～ 17:10
<休 憩>	17:10 ～ 17:15
修了試験	17:15 ～ 18:15

6. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyoo.or.jp/school/moshikomi.html>)

7. 携行品・服装

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技の際は、フォークリフトの運転が可能な服装とし、ヘルメット、安全靴を必ず携行してください。雨天の場合は、雨具をご準備ください。

8. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書（健康保険証等）」を必ずご持参ください。（*個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

フォークリフト運転技能講習 受講申込書

※受講番号

※修了証番号

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者氏名			7月9日	松江
生年月日	昭和・平成 年 月 日			
住所	(郵便番号 ー)			
勤務先	名称	(TEL ー ー FAX ー ー) 個人でお申込の場合も連絡先電話番号は必ずご記入ください。		
	所在地	(郵便番号 ー)		
裏面に自動車運転免許証の写しを添付してください。	裏面自動車運転免許証の写しは原本と相違ないことを証明します。			
	平成 年 月 日 事業者職氏名 印			
上記のとおり申し込みます。	島根労働基準協会加入の有無		有	無
	受講料等納入方法		月 日	
	振込・現金		円	

(裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。)

平成 年 月 日
(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。